

自動車損害賠償責任共済規程等の一部変更について

令和6年1月

自動車損害賠償責任共済規程等の一部変更

(1) 変更理由

自動車損害賠償責任共済・保険の引受・契約管理における業界共通の共同システムを導入することに伴い、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるため、全国共済農業協同組合連合会及び農業協同組合の共済規程並びに全国労働者共済生活協同組合連合会の共済事業規約の変更が必要となる。

(2) 変更内容

① 共済掛金の収納方法の追加

現在は申込時に現金で共済掛金を収納することを前提に規定しているが、キャッシュレス決済手段を通じた共済掛金の収納が可能となるよう規定を変更する。

② 「共済掛金払込（支払）に関する特約」の新設

現在は共済契約に特約を付すことができないと規定しているが、全国共済農業協同組合連合会共済規程には附属書、全国労働者共済生活協同組合連合会の共済事業規約には別紙を新設し、キャッシュレス決済に係る「共済掛金払込（支払）に関する特約」を新たに規定するとともに、この特約を共済契約に付すよう規定を変更する。

(注) 農業協同組合共済規程は、附属書を新設せず、全国共済農業協同組合連合会共済規程の附属書を引用するよう規定を変更する。

次のとおり、全国共済農業協同組合連合会共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第11条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この会は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。</u></p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第14条 この会は、共済契約につき、<u>附属書共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第14条 この会は、共済契約につき、<u>特約を付すことができない。</u></p>

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和6年11月1日（行政庁の承認が令和6年11月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。

次のとおり、全国共済農業協同組合連合会共済規程附属書共済掛金払込に関する特約を新設する。

共済規程附属書共済掛金払込に関する特約

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、共済契約者が、会の承諾を得て、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうち会の指定する方法により共済掛金を払い込む場合に適用されます。

第2条 [共済掛金の払込方法]

共済契約者は、共済掛金（注）を会が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができます。

（注）共済契約締結時に共済契約者より収納する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従い会が共済契約者へ追徴する共済掛金をいいます。以下同様とします。

第3条 [共済掛金収納]

前条の規定により会が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、会は、共済契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、会が共済掛金を収納したものとみなします。

第4条 [共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い]

会がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合には、会は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとします。ただし、共済契約者が会員規約等にしながら支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、会は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとします。

第5条 [共済掛金の払いもどしの特則]

会がこの共済契約について共済掛金を払いもどす場合には、会は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後に共済掛金を払いもどします。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。

- ① 会が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なく会に当該共済掛金を払い込んだ場合
- ② 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等にしたがって支払サービス事業者に共済掛金相当額の全額が既に払い込まれている場合

第6条 [準用規定]

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。

附 則

この特約は、行政庁の承認があった日以後、令和6年11月1日（行政庁の承認が令和6年11月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。

次のとおり、農業協同組合共済規程を一部変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この組合は、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下この項において「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなすものとする。</u></p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>共済掛金払込に関する特約が自動的に付され、共済掛金の調整は行わない。</u></p> <p><u>2 前項の共済掛金払込に関する特約は、全国共済連が定めた共済規程附属</u></p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 自動車損害賠償責任共済に関する事項</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(共済契約の特約)</p> <p>第 13 条 この組合は、共済契約につき、<u>特約を付すことができない。</u></p> <p>[新設]</p>

改 正 後	改 正 前
<u>書共済掛金払込に関する特約による。この場合において、「会」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。</u>	

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和7年1月1日（行政庁の承認が令和7年1月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。

先行運用開始予定の農業協同組合

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和6年11月1日（行政庁の承認が令和6年11月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。

次のとおり、全国労働者共済生活協同組合連合会自動車損害賠償責任共済事業規約を一部変更する。

共済事業規約変更条文新旧対照表

(下線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共済契約の締結</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 1 2 条 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金の全額を収納するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、この会は、この会が別に定めるところに従い、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」という。）を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が当該キャッシュレス決済手段の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」という。）に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 共済契約の異動</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第 3 4 条 この会は、契約者又は被共済者から第 2 6 条第 1 項についての通知があった場合又は通知なくしてその事実を知った場合、令第 1 2 条において準用する令第 1 0 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">自動車損害賠償責任共済事業規約</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 共済契約の締結</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p>(共済掛金の収納)</p> <p>第 1 2 条 この会は、共済契約の申込みを承諾したときは、同時に共済掛金の全額を収納するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 共済契約の異動</p> <p style="text-align: center;">－省 略－</p> <p>(共済掛金の減額、増額等)</p> <p>第 3 4 条 この会は、契約者又は被共済者から第 2 6 条第 1 項についての通知があった場合又は通知なくしてその事実を知った場合、令第 1 2 条において準用する令第 1 0 条に定めるところにより、共済掛金を減額し、又は増額するものとする。この場合には、この会は、当該減額又は増額により生じた共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書に記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 <u>前各項の定めによりこの会が共済掛金を収納する場合において、この会は、この会が別に定めるところに従い、キャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収納することができる。この場合、共済契約者が会員規約等に従い決済手続を完了した時点をもって共済掛金を収納したものとみなす。</u></p> <p>6 <u>第12条第2項および前項に定めるキャッシュレス決済手段を通じて共済掛金を収納する共済契約であって、前条および前各項の定めによりこの会が共済掛金を返還する場合においては、この会がキャッシュレス決済手段を提供するもの（以下「支払サービス事業者」という。）からの共済掛金相当額の領収を確認した後にこれを行う。</u> <u>ただし、共済契約者が、支払サービス事業者に対して共済掛金相当額を既に支払っている場合を除く。</u></p>	<p>2 この会は、共済契約者又は被共済者の申出により、共済証明書に記載を訂正する場合において、共済掛金を訂正する必要があるときは、共済掛金の過不足額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>3 この会は、共済契約の成立後共済期間の開始前に共済契約に対応する共済掛金の変更があったときは、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差額を払い戻し、又は追徴するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により共済掛金を減額又は増額する場合において、その減額又は増額の額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: right;"><新設></p> <p style="text-align: right;"><新設></p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章 共済契約の特約に関する事項</u></p> <p><u>(共済契約の特約)</u></p> <p><u>第35条 この会は、この共済契約にあつては、「共済掛金支払に関する特約」(別紙第4参照)が自動的に付帯され、共済掛金の調整は行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第41条 この会は、この規約に規定する場合の外、共済契約及び再共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</p> <p>2 この規約に規定する次の書類を変更又は廃止する場合には、それぞれの書類ごとに厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 別紙第1「共済掛金率算出方法書」</p> <p>(2) 別紙第2「自動車損害賠償責任共済約款」</p>	<p style="text-align: right;"><新設></p> <p style="text-align: right;"><新設></p> <p style="text-align: right;"><新設></p> <p style="text-align: center;">—省 略—</p> <p>(その他の事項)</p> <p>第41条 この会は、この規約に規定する場合の外、共済契約及び再共済契約の変更の取扱いをしないものとする。</p> <p>2 この規約に規定する次の書類を変更又は廃止する場合には、それぞれの書類ごとに厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 別紙第1「共済掛金率算出方法書」</p> <p>(2) 別紙第2「自動車損害賠償責任共済約款」</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 別紙第3「準備金算出方法書」 (4) 別紙第4「共済掛金支払に関する特約」 (5) 別表第1「共済掛金率表」</p>	<p>(3) 別紙第3「準備金算出方法書」 <新設> (4) 別表第1「共済掛金率表」</p>
<p>—省 略—</p>	<p>—省 略—</p>
<p>付 則(令和5年10月24日理事会議決) (施行期日)</p>	<p><新設></p>
<p>1 この規約の一部改正は、行政庁の認可があった日以降、令和6年3月1日 (行政庁の認可が令和6年3月2日以降に行われたときは、その認可があつた日とする。) から施行する。</p>	
<p>—省 略—</p>	<p>—省 略—</p>
<p>別紙第4 共済掛金支払に関する特約</p>	<p><新設></p>
<p>(この特約の適用条件)</p>	
<p>第1条 この特約は、共済契約者が、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済その他名称の如何を問わず、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段（以下「キャッシュレス決済手段」といいます。）のうちこの会の指定する方法により共済掛金を支払う場合に適用されます。</p>	
<p>(共済掛金の支払方法)</p>	
<p>第2条 共済契約者は、共済掛金（注）をこの会が指定するキャッシュレス決済手段によって払い込むことができます。</p>	
<p>(注) 共済掛金 共済契約締結時に共済契約者より収納する共済掛金および共済契約の締結後において自動車損害賠償責任共済約款に従いこの会が共済契約者へ請求する共済掛金をいいます。以下同様とします。</p>	
<p>(共済掛金収納)</p>	
<p>第3条 前条の規定によりこの会が指定するキャッシュレス決済手段により共済掛金を払い込む場合は、この会は、共済契約者がキャッシュレス決済手段</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>の会員規約やサービス利用規約等（以下「会員規約等」といいます。）に従い決済手続を完了した時に、共済掛金が払い込まれ、この会が共済掛金を収納したものとみなします。</u> <u>（共済掛金相当額を領収できない場合の取扱い）</u> 第4条 <u>この会がキャッシュレス決済手段を提供する者（以下「支払サービス事業者」といいます。）から共済掛金相当額を領収できない場合には、この会は、この特約により、共済契約者に当該共済掛金を直接に請求することができるものとします。ただし、共済契約者が会員規約等にしながらって支払サービス事業者に共済掛金相当額の全部または一部を既に支払っているときは、この会は、その支払った金額について共済契約者に請求することはできないものとします。</u> <u>（共済掛金の返還の特則）</u> 第5条 <u>この会がこの共済契約について共済掛金を返還する場合には、この会は、支払サービス事業者からの共済掛金相当額の領収を確認した後に共済掛金を返還します。ただし、次のいずれかの場合についてはこの限りではありません。</u> <u>（1） この会が前条の規定により共済契約者に共済掛金を請求し、かつ、共済契約者が遅滞なくこの会に当該共済掛金を払い込んだ場合</u> <u>（2） 会員規約等に定める手続きによってキャッシュレス決済手段が使用され、かつ、会員規約等にしながらって支払サービス事業者に共済掛金相当額の全額が既に払い込まれている場合</u> <u>（準用規定）</u> 第6条 <u>この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、自動車損害賠償責任共済約款の規定を準用します。</u></p>	